

官報

平成十八年二月三日

参議院會議録第四号

平成十八年二月三日(金曜日)

午後三時一分開議

○議事日程 第四号

平成十八年二月三日
午後三時 本會議

第一 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、元議員二宮文造君逝去につき哀悼の件
- 一、平成十七年度一般会計補正予算(第1号)
- 一、平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)
- 一、平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
- 一、日程第一
- 一、平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十八年二月三日 参議院會議録第四号

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長小野清子君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔小野清子君登壇、拍手〕

○小野清子君 たいま議題となりました平成十七年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。補正予算の内容につきましては、既に谷垣財務大臣の財政演説におきまして説明されておりますので、これを省略させていただきます。

補正予算三案は、去る一月二十日、国会に提出され、二十五日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、二月一日及び二日の二日間わたり、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。以下、質疑の若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済問題について、「景気の現状をどう見ているのか。デフレ脱却の見通しはどうか」、また、「近年、地域格差や個人の所得格差が拡大し、改革の光と影が出てきていると言われるが、今後とも改革一本やりでいいのか。政府の認識はどうか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、まず、景気の現状について、「企業部門の好調さが徐々に家計部門に及んできており、景気は緩やかな回復基調にある。企業の経営合理化とともに、内需中心の回復が定着しつつあり、石油価格等予測できない部分はあるが、日本経済は全体として更に明るい方向

に向かつていくものと確信している。また、消費者物価は、わずかながらプラスに転じているが、今後もプラス基調が続くと自信を持って言うところまでは至っておらず、まだデフレ脱却を明確に宣言するだけの材料はそろっていない」、「格差の問題については、格差が出ることは別に悪いこととは思っていない。人々に能力を生かす機会を提供することが大切であり、ようやく今、光が見えてきたところで、今後は影の部分にどう手当てをするかが大事だと考えている。日本の所得格差は緩やかに拡大しているが、英米のような格差は見られず、巷間言われているほど格差はないと思っている。しかし、生活保護世帯やフリーター、ニートの数が増加しており、こうした動向には注意を払いつつ、様々な対策を講じていく必要があると考えている」旨の答弁がありました。

次に、補正予算について、「十七年度補正予算の主な内容は何か。雪害対策にどう対応していくのか」、「政府は昨年十二月に「犯罪から子どもを守るための対策」を取りまとめたが、喫緊の課題である子供の安全対策予算をなぜ補正予算に計上しなかったのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「補正予算については、やむを得ざる必要な経費に限定するとの方針で編成したものであり、具体的には、台風等の被害復旧などを図る災害対策費のほか、アスベスト対策、新型インフルエンザ対策など、いずれも緊急性が高く、一刻も早い執行が必要ないずれも経費を盛り込んでいる。また、歳入面では、景気回復に伴い税収が増加したため、新規国債の発行を減額するとともに、十六年度の決算剰余金を国債整理基金に繰り入れるなど、財政健全化にも努めている」、「雪害対策については、既存の予算を活用して迅速に対応していくが、大変な豪雪であり、被害状況を精査して、不足する場合には予備費の使用等を検討するなど、遺漏のない対応をし

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)外二件

ていきたい」、また、「子供の安全対策について、昨年十二月に掲げた緊急対策六項目は、補正予算による新たな措置がなければ対応できないものではなく、既に各地域で実行に移されている。十七年度当初予算での対応に加え、十八年度予算でも適切に予算計上を行っており、今後とも、子供の安全対策のために、これらの対策を適切かつスピーディーに実施していくために全力を挙げていきたい」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか、在日米軍の再編、米産牛肉の輸入再開をめぐる問題、アスベスト対策、耐震強度偽装事件、薬害エイズ問題、新型インフルエンザ対策、防衛施設庁の入札談合事件、ライブドア問題、学校の耐震化、障害者対策、少子化対策など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑は二日に終局し、本日、直ちに討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して黒岩委員が反対、自由民主党及び公明党を代表して加藤理事が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成十七年度補正予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。小林正夫君。

(小林正夫君登壇、拍手)

○小林正夫君 民主党・新緑風会的小林正夫です。

私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました平成十七年度補正予算三案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。小泉内閣が発足し、間もなく五年になろうとしております。総理は今国会を小泉内閣の総決算と位置付けておりますが、この五年間を振り返ってみると、構造改革とは名ばかりで、その実態は、

競争をあり、効率だけを優先させ、意図的に握りの勝ち組と多数の負け組をつくり出し、格差社会の拡大、社会不安を増幅させる大失政であったと言ふほかありません。

昨今、景気はようやく踊り場を抜け、明るさが見え始めてきたと言われておりますが、大企業では二けたの増益を続けているものの、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいままで、しかも地域間の格差は拡大する一方であります。さらに、政府は定率減税の廃止や社会保険料の引上げなど、次々と国民に負担増を打ち出しており、日々の生活にきゅうきゅうとする国民は先行き不安を一層募らせているのが実情であります。

経済効率の追求は勤労者に過酷な労働環境を強いることとなり、社会のひずみはますます広がります。社会不安が一層高まることは必至で、先般のライブドア問題、構造計算偽造問題などは社会のひずみの拡大が正に現れたものにほかなりません。しかも、米産牛肉の輸入再開に当たり、閣議決定を無視して、事前調査すら行わず輸入再開を決断したことは言語道断の極みで、所管大臣である中川農林水産大臣の責任は大変重いものであります。そして、新たに発覚し、更に拡大する気配がある防衛施設庁官製談合事件と、かかる政府の失政を厳しく糾弾し、以下、補正予算に反対する主な理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、構造計算偽装問題に対する政府の対応が全く無責任なものに終わっている点であります。

建築確認を民間に開放するのであれば、業務が適切に行われているか、安全を重視しているかどうかなど、厳しいチェックは不可欠であり、それが国民の生命、財産を守る政府に課せられた責務であります。しかるに、本補正予算に盛り込まれた対策では、国の責任があいまいであるばかりか、被害住民に負担を押し付けるもので、全くの対症療法と言わざるを得ません。今回の問題が、効率性のみを追求して安全をないがしろにし

た小泉改革のツケが回ってきたことは明らかであります。国民の犠牲と引換えに進められる構造改革など到底許すことはできません。

反対の第二の理由は、アスベスト問題への対応が不十分なことであります。

アスベストの危険性は、既に昭和四十七年に世界共通の認識となっておりまして、しかるに、政府の対応は後手後手に回り、この間、多数の尊い命が失われ、今なお多くの被害者が死の恐怖におびえて暮らしているのではありません。三十年もの間、無策を続けてきた政府の責任は極めて重大であります。本補正予算には千八百億円の対策費が計上されておりますが、被害者の救済に充てられるのはわずか三百八十八億円であり、全く不十分と言わざるを得ません。

反対の第三の理由は、子供の安全対策の取組が緊急の課題でもあるにもかかわらず、全く計上されていないことです。

昨年末に政府は、「犯罪から子どもを守るための対策」として緊急六項目を閣議決定しました。が、補正予算には何ら関連予算を計上しておりません。また、公立学校の建物には築三十五年以上の極めて耐震強度が脆弱なものがあり、校舎の耐震化は一刻の猶予も許されません。政府の予算では全く不十分であります。

反対の第四の理由は、既定経費の節減が不十分なことであります。

本補正予算においては既定経費が一兆三千六百九十七億円減額されておりますが、その四分の三に当たる一兆三百三十三億円は国債費の減額によるものであります。これは、ひとえに金利の恩恵によるものであり、何ら政府の歳出削減努力によるものではないと見なします。我々は、歳出の徹底的な見直しによる一層の削減努力を強く求めるものであります。

以上、補正予算に反対する主な理由を申し述べました。そもそも、今日起きている構造計算偽装問題、米産牛肉輸入問題、ライブドア事件は全く同じ構図を持っています。いずれも歴代の自民党政権の失政から生まれたものであり、とりわけ、小泉政権が日米間の年次改革要望書によりアメリカからの改革要求をそのまま忠実に遂行した結果にほかなりません。

もちろん、アメリカ力は日本の大事な友好国であります。しかし、だからといって、すべてを受け入れ、日本の社会をアメリカの国と同じような社会にする政治の方向は間違えていると言えるのではないのでしょうか。歴史や文化、国土の広さや天然資源など、日本とアメリカには大きな違いがあります。それぞれの国が自国にふさわしい社会を構築していくべきではないでしょうか。小泉政権によってつくり出された大競争社会、格差社会、拝金主義の現実には多くの国民は違和感を持ち、伝統や文化、風土に合った日本らしい社会づくりを強く求めております。

小泉内閣は、これまでの無為無策によって膨らんだ負債の責任を棚上げし、官から民へ、小さな政府と唱えるばかりで、国民の安全、安心な生活を切り捨ててまいりました。このまま多数の力を背景に国民不在の改革を進めていくことは断じて許すことができません。

私は、生活者の視点に立ち、国民の生活を守るこそが政治の基本であることを改めて強調し、知恵と工夫の政治は民主党にしかできない、このことを申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) 木村仁君。

(木村仁君登壇、拍手)

○木村仁君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、平成十七年度補正予算三案に賛成の立場から討論を行います。

昨年十二月の有効求人倍率は一・〇に回復したと発表されました。年明けの株価も、一時の混乱を除き、高値を続けております。加えて、企業活動、個人消費など、経済指標はそろって高い水準

にあり、我が国経済は緩やかな回復から今や確かな上昇に向かつております。

このような背景の下に編成されました補正予算案は、三年連続で経済対策を盛り込むことなく、災害対策、義務的経費の追加及びやむを得ない追加財政需要への対応に限って歳出を計上しておりますが、一方、歳入面では、税収約三兆円の増額補正を行っております。その税収増の大部分については、平成十六年度決算の純剰余金約一兆二千万円と併せて国債整理基金特別会計へ繰り入れており、これは昭和五十五年度の補正予算以来、二十五年ぶり、過去最高の繰入れ額であります。

次に、NTT無利子貸付償還補助を約七千六百億円前倒しして計上しており、この補正は特別会計改革にも寄与するものであります。

さらに、十七年度新規公債発行を約九千二百億円減額しておりますが、補正予算での公債減額は昭和六十三年度の補正予算以来のことでありません。

以上のように、今次補正は、小泉内閣の財政健全化等の努力の成果を示すものであるとともに、今後の更なる改革の推進を約束するものと高く評価するものであります。

今回の補正予算に賛成する具体的な三つの点について申し上げます。

第一に、アスベスト対策費約一千八百億円についてであります。

現在まで多くの健康被害が発生していることについては率直にこれを認め、反省して、あらゆる健康被害者の救済を早急に図らなければなりません。救済新法を速やかに成立させ、労災制度の周知徹底等を図ることが必要であります。

また、今後の被害を未然に防止しなければなりません。そのためには、まず既存の施設からのアスベストの除去、その際の飛散防止、廃棄物の適正な処理等の対策を進め、直ちに使用を禁止しなければなりません。

さらには、国民の不安を解消するために、被害

等の実態を把握して情報を提供すること、健康相談の充実などに取り組むべきであります。今回の予算措置はそれを行って当然の措置であると考えます。

第二に、新型インフルエンザ対策には約三百七十億円が計上されました。

今、新型インフルエンザの世界的流行の可能性が示唆され、短時間で全地球に蔓延するおそれがあるものと言われております。これに対しては、その発生を可能な限り早期に発見し、適切な対策を取らなければなりません。諸国の協力によるグローバルな取組が必要です。

そのため、国際連合児童基金等を通じて行う支援活動等に対する拠出金の支払等十分な対策を講じ、加えて国内での発生に備えて、治療薬の備蓄、ワクチンの開発と供給等万全の対策を講ずべきであり、補正予算計上は誠に時宜に適したものと考えます。

第三に、耐震強度の偽装事件についてであります。

この事件は、住まいという生活の基盤への国民の信頼を土台から崩すものであります。このような事態を招いたことには官も民も率直に反省すべきであります。政府は今回の事件を真摯に受け止め、マンションの居住者及び周辺住民の安全を最優先に、居住の安定確保に努めるとともに、一刻も早く国民の不安を解消するため、実態を把握し、書類の偽造を見抜けなかった検査制度を再構築し、再発防止と耐震化の促進に全力を挙げなければなりません。

そのためには、まず分譲住宅居住者の居住の安定を確保するとともに、近隣住民の住宅・建築物の耐震性に対する不安の解消を図るべきであります。今回計上された八十億円の補正は、地方公共団体が緊急に実施すべき事業に対する補助を増額するために必要な経費でありまして、適切な措置であると存じます。

以上、十七年度補正予算に賛成する理由を述べ

ましたが、最後に、昨年末から続く豪雪対策について政府に要望をいたしておきたいと思ひます。今回の豪雪では高齢者の救援という新たな課題が提起されました。不幸にして亡くなられた方々に独り暮らしのお年寄りが多く含まれております。雪下ろしなど高齢者には厳しく危険な作業が原因であると存じます。深刻な過疎問題の一つでもあります。真剣に取り組まなければならないと存じます。

また、除雪費など、地方自治体は既に計上した予算を使い切っているところもあります。本格的な降雪の時期を迎え、今なお豪雪の中で耐えに耐えておられます皆様のために、政府は、予備費の支出や特別交付税による措置など、できる限りの温かい支援策を講じられますよう心からお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

(投票終了)

投票総数 二百三十三

賛成 百三十一

反対 百二

よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第一 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長山下英利君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山下英利君登壇、拍手)

○山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被った精神的苦痛を慰謝するため、国外ハンセン病療養所に入所していた者であつて、現行法の施行日において生存している者に対し、補償金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴取した後、関係者への周知等による速やかな請求の受理と決定の必要性、今回対象とならない施設に入所していた者への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

平成十八年二月三日 参議院会議録第四号

議事日程追加の件 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 議事日程追加の件 石綿による健康被害の救済に関する法律案外一件

四

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) この際、日程に追加して、平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(属千景君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長世耕弘成君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(世耕弘成君登壇、拍手)

○世耕弘成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年度補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を同年度内に交付しないで、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとするものであります。

委員会におきましては、景気の現状と地方の財政状況についての認識、交付税の補正増額分を今年度に交付しないで次年度に繰り越す理由とその是非、豪雪被害に対し特別交付税の繰上げ交付を含めた十分できめ細やかな対策の必要性、子供の安全、アスベスト対策等、国民の安心、安全のため

の具体的な施策の推進と財源確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

百三十四

反対

百一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) この際、日程に追加して、石綿による健康被害の救済に関する法律案

石綿による健康被害に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(属千景君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長福山哲郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(福山哲郎君登壇、拍手)

○福山哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、石綿による健康被害の救済に関する法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害を受けた者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講じようとするものであります。

次に、石綿による健康被害に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、石綿による健康被害の拡大に対する国の責任、労災補償とバランスの取れた救済の在り方、指定疾病の範囲の拡大、アスベスト廃棄物の不法投棄対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

両法律案について質疑を終了いたしましたところ、石綿被害救済法案に対し、民主党・新緑風会、小林委員より、療養手当について、特別な事情のある場合には、政令で定める額を加算して支給すること等を内容とする修正案が提出されました。次いで、日本共産党の小池委員より、指定疾病に石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水

を追加すること等を内容とする修正案が提出されました。

両修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、小池環境大臣より両修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して足立委員より、石綿被害救済法案について、原案に反対、民主党・新緑風会提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、石綿被害防止一括法案に賛成する旨の意見が述べられました。次に、日本共産党を代表して小池委員より、石綿被害救済法案について、原案に反対、日本共産党提出の修正案及び民主党・新緑風会提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、石綿被害救済法案については、両修正案がいずれも否決された後、多数をもつて、石綿被害防止一括法案については全会一致で、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) ただいま委員長報告がありました議案のうち、石綿による健康被害の救済に関する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。岡崎トミ子君。

(岡崎トミ子君登壇、拍手)

○岡崎トミ子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、内閣提出、石綿による健康被害の救済に関する法律案に反対する立場から討論を行います。静かな時限爆弾と言われるアスベスト、このアスベストを日本はこれまで一千万トン近くも輸入してきました。このアスベストを吸い込んだことによつて発症する中皮腫や肺がんは大変恐ろしい病気です。三十年から四十年という長い潜伏期間

を経て発症したときには、効果的な治療法もなく、短い期間で命を奪われてしまう場合も多いのです。既に二万人近くの人の命が奪われました。アスベストの危険性は早くから指摘されてお

り、政府もその危険性については、遅くとも一九七二年、自らの研究報告によって認識をしており、その後、アスベストの危険性についての認識が深まり、各国が規制を強化し、さらにはアスベストの使用を禁止していく中、日本の対応は後手に回り続けました。

この新法を作るに当たって、こうしたことの反省を生かして政府は責任をどのように感じているのでしょうか。残念ながら、申し訳ないの一言も謝罪もありませんでした。国の責任を認めていないのです。政府は、予防的アプローチの意識が浸透していなかったことや、関係省庁間の連携が不足していたことなどを認めています。だから仕方がなかったのだと言わんばかりです。こうした問題の指摘は、過去を検証して間違いを正すための出発点でこそあれ、国の責任を逃れることはできません。

当事者も入れて第三者機関を設置して過去の対応を検証すべきとの我が党の意見に対しても、各省庁がそれぞれ自分で検証したから大丈夫という始末です。国の責任が焦点になっているこの問題で、とてもではありませんが、お話になりません。

この法案は、アスベストによって深刻な健康被害を受けながら労災補償の対象とならない皆さんに対して、すき間のない救済を迅速に行うための法案であると説明されてきました。しかしながら、この法案による救済制度は、労災補償との間に大きな格差があることが歴然としており、明らかに不公平なことが明らかになりました。

すき間から漏れて救うことのできない被害者、それはアスベストの危険性も知られず、したがつて身を守るすべもないまま、たまたまアスベ

ストを扱う工場の近くに住んでいたという理由だけで、ある日突然に中皮腫や肺がんなどという恐ろしい病に侵され、生命や健康を奪われた代償が総額三百万円というのは余りにも低過ぎ、公正なものとは言えません。

同じアスベスト被害者でも、労災補償の場合には支給される通院費、休業補償、遺族年金、就学援助費が新法の対象となる方々には支給されず、その代わりに月額約十萬円の療養費が支給されるだけです。不幸にして被害者が亡くなった場合の葬祭料も、労災補償と新法の救済制度では額に大きな開きがあります。

同じ病気なのに何でこんなに違うのか、国がアスベストの危険を知ったときにすぐにアスベストの使用を止めてくれればこんな病気にはならなかったのに、これが被害者の声です。アスベストによる疾病に対応できる専門の医療機関は限られており、居住地域などによっては、病院に通うための交通費だけで多額の出費を迫られている人も少なくなく、月額約十萬円の療養費など交通費だけで飛んでしまうという悲鳴も聞かれています。

子供のころ、何も知らずにアスベストを扱う工場のわきで遊んだために、三十年から四十年たつて発症した住民被害者の皆さんは今、正に働き盛りです。そうした被害者のお子さんの中には、家計を支えるために学業の継続や進学を断念してしまつたという方もおります。月額約十萬円の療養費では、このお子さんたちの就学費を応援するにも十分ではありません。結果として、被害者の子供は進学できない。そんな権利は国にはありません。

また、労災補償にも多くの問題があります。時効の問題がその一つです。

労災には二年という時効がありますが、中皮腫などの病気が潜伏期間が長く、発症したときには時効になってから何十年もたっている場合が多く、そのような場合、労災の補償を受けることができなかったのです。政府の救済制度では、この

問題の解決も先延ばしにし、新たな矛盾を抱えてしまいました。

政府案では、時効によって労災補償を受けられなかった遺族に原則二百四十萬円の遺族特別年金を支給することとしており、それに対して労災補償は、暴露業務に従事していたときの、仕事をしていたときの給与を基準に算定されるため、潜伏期間の長いアスベスト関連疾病の場合には、遺族年金が時効事例の原則二百四十萬円に比べて大幅に下回るケースが出てきてしまっています。なぜ時効の人の方が有利なのかという疑問は当然でありま

す。明らかに制度上の不備であります。民主党は、昨年の第六十二回通常国会に、アスベスト関連疾病については時効を適用しないようにすること、労災法の改正案を提出いたしました。これが成立していれば、このような矛盾は起きませんでした。

さらに、政府の救済制度の財源は、全事業者、国、地方公共団体による負担となっておりますが、この拠出の根拠について、政府の答弁は説得力が全くありませんでした。

また、国は事務費の二分の一を負担することは明らかにしていますが、最終的な給付の負担割合もあいまいなままです。やはり、アスベスト対策が後手に回った行政の責任を明確にして、政府自ら前面に立つて説明責任を果たさない限り、理解は得ることはできません。

私たちは、健康被害者の無念さ、不安をひしひしと感じ、救済が急務であることを認識してきま

した。しかし、余りにも問題の多い政府案を前にして、対応に苦慮してまいりました。悩みに悩んだ結果、私たちが立法院としてできる手当てとして、最低限の修正を求める決断をいたしまして、病状や個々の状況に応じて療養手当を増額できることとすること、就学援助費の支給をすること、この二つに絞った修正であります。これならば与党の皆さんの理解を得られるのではないかと期待しましたが、かないませんでした。この救済制度

が被害者に寄り添うものではなかったことを改めて浮き彫りにする結果となりました。これでは、この法案に賛成することはできません。

さて、このアスベスト被害を受けた皆さん、御家族の皆さんの痛みと苦しみを少しでも和らげる努力とともに、これ以上の被害の拡大を食い止めるため、総合的な取組が不可欠となっております。国民の健康と安全を守り、環境汚染を防止するためには、私たちの身の回りにおけるアスベストを計画的、段階的に除去し、廃棄し、無害化しなくてはなりません。そのことによってノンアスベスト社会を実現しなければ、国民の将来不安は決して消えることはありません。

そこで、民主党は、さきの国会に、国、地方公共団体、事業者の責務を定め、国民とともに一体となつてアスベスト対策に総合的に取り組むための基本的枠組みを定めるアスベスト総合対策推進法案を提出いたしました。小池大臣、今日のこの委員会の中でも、被害者の皆さんとお会いをしたときにげから飛び降りるからねと言った言わな

いということで議論になりましたけれども、私は今こそげから飛び降りる気持ちになつていただきたいというふうに思っています。

アスベスト問題はやつとスタートの地点に立ちました。このアスベスト問題を解決するためには、民主党のアスベスト総合対策推進法案を制定して、アスベスト対策を総合的に推進する、この必要性を改めて訴えて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。まず、石綿による健康被害の救済に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

平成十八年二月三日 参議院會議録第四号 議事日程追加の件 国会議員互助年金法を廃止する法律案

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百三十五

賛成

百三十八

反対

九十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百三十六

賛成

二百二十九

反対

七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、国会議員互助年金法を廃止する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長溝手頭正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔溝手頭正君登壇、拍手〕

○溝手頭正君 たたいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止しようとするものであります。これに伴い、退職者の普通退職年金を一定程度減額し、高所得による年金の停止措置を強化するとともに、現職国会議員について、退職者以上の減額措置を定める等の経過措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数

二百三十一

賛成

百三十四

反対

九十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

近藤 正道君	遠山 清彦君	河合 常則君
鰐淵 洋子君	又市 征治君	椎名 一保君
谷合 正明君	西田 実仁君	山内 俊夫君
坂本由紀子君	大田 昌秀君	山下 英利君
澤 雄二君	浮島とも子君	藤野 公孝君
浜田 昌良君	小泉 昭男君	段本 幸男君
洲上 貞雄君	渡辺 孝男君	田村 公平君
山本 香苗君	高野 博師君	大野つや子君
福本 潤一君	木村 仁君	国井 正幸君
佐藤 昭郎君	福島みづほ君	林 芳正君
田 英夫君	加藤 修一君	三浦 一水君
山本 保君	松 あきら君	岸 宏一君
弘友 和夫君	加納 時男君	泉 信也君
岩城 光英君	山口那津男君	溝手 顕正君
山下 栄一君	荒木 清寛君	吉村剛太郎君
魚住裕一郎君	太田 豊秋君	尾辻 秀久君
浅野 勝人君	山崎 力君	小野 清子君
金田 勝年君	浜四津敏子君	田中 直紀君
風間 昶君	白浜 一良君	片山虎之助君
草川 昭三君	木庭健太郎君	小林 温君
狩野 安君	魚住 汎英君	長谷川憲正君
山崎 正昭君	竹中 平蔵君	松村 祥史君
香掛 哲男君	山谷えり子君	山本 順三君
愛知 治郎君	野上浩太郎君	荒井 広幸君
岡田 広君	有村 治子君	岡田 直樹君
末松 信介君	中川 雅治君	舩添 要一君
中村 博彦君	二之湯 智君	藤井 基之君
西島 英利君	野村 哲郎君	川口 順子君
北川イツセイ君	岸 信夫君	荒井 正吾君

岩井 國臣君	市川 一朗君	保坂 三蔵君	橋本 聖子君	山本 一太君	森元 恒雄君	鶴保 庸介君	後藤 博子君	荒井 正吾君	川口 順子君	藤井 基之君	舩添 要一君	柏村 武昭君	岡田 直樹君	荒井 広幸君	山本 順三君	松村 祥史君	長谷川憲正君	小林 温君	片山虎之助君	田中 直紀君	小野 清子君	尾辻 秀久君	吉村剛太郎君	溝手 顕正君	泉 信也君	岸 宏一君	三浦 一水君	林 芳正君	国井 正幸君	大野つや子君	田村 公平君	段本 幸男君	藤野 公孝君	山下 英利君	山内 俊夫君	椎名 一保君	河合 常則君
北岡 秀二君	南野知恵子君	武見 敬三君	矢野 哲朗君	中島 眞人君	岩永 浩美君	福島啓史郎君	脇 雅史君	大仁田 厚君	中島 啓雄君	西銘順志郎君	加治屋義人君	松山 政司君	秋元 司君	田村耕太郎君	田村 秀昭君	水落 敏栄君	亀井 郁夫君	吉田 博美君	小斉平敏文君	若林 正俊君	鴻池 祥肇君	清水嘉子子君	佐藤 泰三君	松田 岩夫君	景山俊太郎君	中原 爽君	鈴木 政二君	阿部 正俊君	伊達 忠一君	田浦 直君	常田 享詳君	小泉 顕雄君	関口 昌一君	世耕 弘成君	中川 義雄君	荻原 健司君	

平成十八年二月三日 参議院会議録第四号 議長の報告事項

谷川 秀善君	青木 幹雄君
西田 吉宏君	陣内 孝雄君
中曽根弘文君	真鍋 賢二君
山東 昭子君	竹山 裕君
櫻井 新君	関谷 勝嗣君
倉田 寛之君	鈴木 陽悦君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
白 眞勲君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
加藤 敏幸君	主濱 了君
芝 博一君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	森 ゆうこ君
辻 泰弘君	松井 孝治君
広野ただし君	高嶋 良充君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
櫻井 充君	福山 哲郎君
内藤 正光君	藤原 正司君
直嶋 正行君	山本 孝史君
小林 元君	佐藤 道夫君
和田ひろ子君	今泉 昭君
伊藤 基隆君	郡司 彰君
田名部匡省君	渡辺 秀央君
西岡 武夫君	広中和歌子君
千葉 景子君	山下八洲夫君
大石 正光君	平田 健二君
蓮 舫君	林 久美子君
広田 一君	仁比 聡平君
島田智哉子君	大久保 勉君
前川 清成君	小林美恵子君
松岡 徹君	津田弥太郎君
大塚 直史君	水岡 俊一君
紙 智子君	鈴木 寛君
岩本 司君	ヰルキンマルティ君
黒岩 宇洋君	大門実紀史君

井上 哲士君	浅尾慶一郎君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
神本美恵子君	谷 博之君
緒方 靖夫君	小池 晃君
大江 康弘君	榊葉賀津也君
朝日 俊弘君	小川 勝也君
家西 悟君	工藤堅太郎君
吉川 春子君	市田 忠義君
奥石 東君	江田 五月君
前田 武志君	北澤 俊美君
円 より子君	岡崎トミ子君
佐藤 泰介君	築瀬 進君
柳田 稔君	峰崎 直樹君
内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	竹中 平蔵君
法務大臣	杉浦 正健君
外務大臣	麻生 太郎君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	小坂 憲次君
厚生労働大臣	川崎 二郎君
農林水産大臣	中川 昭一君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	北側 一雄君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策))	安倍 晋三君
国務大臣 (内閣官房長官)	安部 晋三君
国務大臣 (国家公安委員会委員長)	斎藤 哲男君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(防衛))	額賀福志郎君
国務大臣 (防衛庁長官)	与謝野 馨君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(金融・経済財政政策))	

議長の報告事項 去る一月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国務大臣 (内閣府特命担当大臣(規制改革))	中馬 弘毅君
辞任	国務大臣 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策、食品安全))	松田 岩夫君
池口 修次君	国務大臣 (内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画))	猪口 邦子君
木俣 佳丈君		
喜納 昌吉君		
ヰルキンマルティ君		
決算委員		
辞任		
藤末 健三君	補欠	喜納 昌吉君
松下 新平君	補欠	尾立 源幸君
浮島とも子君	補欠	高野 博師君
行政監視委員		
辞任		
高野 博師君	補欠	浮島とも子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。		
国家基本政策委員会		
理事 保坂 三蔵君	(鈴木政二君の補欠)	
理事 市川 一朗君	(若林正俊君の補欠)	
理事 木村 仁君	(阿部正俊君の補欠)	
理事 小泉 顕雄君	(椎名一保君の補欠)	
理事 鶴保 庸介君	(舩添要一君の補欠)	

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出(衆第一号))

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成十六年度一般会計歳入歳出決算、平成十六年度特別会計歳入歳出決算、平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十六年度政府関係機関決算書

平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄の米軍基地の返還と跡地利用による経済効果等に関する質問主意書(大田昌秀君提出(第二号))

沖縄における米軍基地及び施設の返還跡地の未利用状況等に関する質問主意書(大田昌秀君提出(第三号))

沖縄県恩納村におけるポリ塩化ビフェニール汚泥処理に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第四号))

日米安全保障協議委員会(中間報告)に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第五号))

同日内閣から、平成十五年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、ウクライナ・ミハイロヴィチ・リトヴィン・ウクライナ最高会議議長宛、天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送した。

去る一月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員				予算委員				予算委員				予算委員			
辞任		藤末 健三君		補欠		喜納 昌吉君		辞任		田村耕太郎君		補欠		橋本 聖子君	
決算委員		喜納 昌吉君		補欠		藤末 健三君		喜納 昌吉君		橋本 聖子君		補欠		家西 悟君	
辞任		喜納 昌吉君		補欠		藤末 健三君		櫻井 充君		津田弥太郎君		補欠		鈴木 寛君	
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
国会議員互助年金法を廃止する法律案(宮路和明君外六名提出)(衆第二号)				同日議員から次の質問主意書が提出された。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				災害対策特別委員			
同日議員から次の懲罰動議が提出された。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
議員江田五月君を懲罰に付するの動議(保坂三蔵君外五名提出)				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。				同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
去る一月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
違法伐採対策に関する質問主意書(小川勝也君提出)(第八号)				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づくゴラン高原国際平和協力実施計画の変更の報告を受領した。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。			
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。				同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。							

決算委員

辞任

補欠

加藤 敏幸君

若林 秀樹君

小林美恵子君

紙 智子君

行政監視委員

辞任

補欠

田村耕太郎君

橋本 聖子君

議院運営委員

辞任

補欠

櫻井 充君

白 眞勲君

山口那津男君

鰐淵 洋子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事

山本 順三君

山崎力君の補欠

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)

厚生労働委員会に付託

国会議員互助年金法を廃止する法律案(衆第二号)

議院運営委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第二号)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的

大雪による被害状況等の実情調査

一、派遣委員

山本 香苗

岩井 國臣

西島 英利

岩本 司

藤原 正司

浜田 昌良

井上 哲士

一、派遣地

石川県 福井県

一、期間 二月六日一日間

一、費用 概算三七六、四〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十八年二月一日

災害対策特別委員長 山本 香苗

参議院議長 扇 千景殿

同日議長から次の質問主意書が提出された。

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画に関する質問主意書(近藤正道君提出(第九号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

違法伐採対策に関する質問主意書(小川勝也君提出(第八号))

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

前川 清成君

仁比 聡平君

山本 孝史君

市田 忠義君

財政金融委員

辞任

山本 孝史君

前川 清成君

厚生労働委員

辞任

小池 晃君

仁比 聡平君

環境委員

辞任

市田 忠義君

小池 晃君

予算委員

辞任

加藤 敏幸君

下田 敦子君

若林 秀樹君

紙 智子君

決算委員

辞任

那谷屋正義君

若林 秀樹君

西田 実仁君

紙 智子君

議院運営委員

辞任

補欠

鰐淵 洋子君

西田 実仁君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事

関口 昌一君

(大野つや子君の補欠)

理事

橋本 聖子君

(真鍋賢二君の補欠)

理事

鰐淵 洋子君

(加藤修一君の補欠)

同日議長は、天皇誕生日に際し、ゴラム・アリー・ハッダード・アーデル・イスラム共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、ゴラム・アリー・ハッダード・アーデル・イスラム共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

同日議長は、天皇誕生日に際し、フアード・ムバツザア・チュニジア共和国議長より祝辞を接受した。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(衆第二号)審査報告書

審査報告書

平成十七年度一般会計補正予算(第一号)

平成十七年度特別会計補正予算(特第一号)

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

参議院議長 扇 千景殿

予算委員長 小野 清子

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十七年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出において、(一)災害対策費、(二)義務的経費の追加、(三)国債整理基金特別会計へ繰入、(四)地方交付税交付金、(五)改革推進公共投資事業債還時補助等合計で五兆八千九百十五億九千二百六十六万七千円の追加を行い、他方、既定経費の節減、予備費の減額により、一兆三千六百九十六億八千二百八十五万二千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について三兆三百五十億円の増収、その他収入について七千七百八十四億七千八百七十万三千円の増収を見込むとともに、前年度剰余金一兆六千二百九十四億三千三百一十二万二千円の受入を行うほか、公債金については、「財政法第四十条第一項ただし書の規定による公債一兆五千八百二十億円の増発を行うこととしているが、他方、「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」による公債二兆五千三十億円の減額を行うこととしている。

この結果、平成十七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ四兆五千二百十九億九百八十一万五千円増額され、八十六兆七千四百十八億二千七百四十九万三千円となる。

平成十七年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計等二十特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、中小企業金融公庫について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成十七年度一般会計補正予算(第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

平成十七年度特別会計補正予算(特第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

平成十七年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

審査報告書

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

厚生労働委員長 山下 英利

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国外ハンセン病療養所に入所していた者が終戦前に被つた精神的苦痛を慰謝するため、国外ハンセン病療養所に入所していた者に対し補償金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、約三十四億円が見込まれている。

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条を次のように改める。

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。)により、らい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法(以下「旧らい予防法」という。))第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているもの

二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国外ハンセン病療養所」という。)に入所していた者であつて、施行日において生存しているもの

の(前号に掲げる者を除く。)

第四条第一項中「施行日」を「次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日とする。

二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日

第五条第一項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第二条第二号に掲げる者 八百万円

第五条第二項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後に補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

第十一条第一項中「者等」の下に「(第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。)」を加える。

附 則

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この法律による改正後のハンセン病療養所入

所者等に対する補償金の支給等に関する法律

(以下「新法」という。)第二条第二号に掲げる者(この法律の施行前に死亡した者を含む。)であつてこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があつたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかつたものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十一条の八第二項中「国立ハンセン病療養所等」を「国内ハンセン病療養所」に、「第二条」を「第二条第一号」に改める。

審査報告書
平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

総務委員長 世耕 弘成

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十七年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、平成十七年度一般会計補正予算(第一号)において、地方交付税交付金が一兆三千五百十六億円追加されている。そのうち、普通交付税の増額(六百九億八千円)を行った上で、残余の額(二兆二千九百八億八千円)が平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算されることになる。

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

平成十七年度分として交付すべき地方交付税に

ついては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成十七年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

一 地方交付税法附則第四条の規定により算定された平成十七年度分の地方交付税の総額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成十七年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成十七年度当初分として交付すべき地方交付税の額(平成十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律(平成十七年法律第一号)に基づき平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)から当該地方交付税交付金の額のうち地方交付税法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の

総額に算入する額として同予算に計上された額(以下「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

石綿による健康被害の救済に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

環境委員長 福山 哲郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計補正予算(環境省所管)に三百八十七億六千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的ア

ブローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。

二、過去の関係省庁間の連携が必ずしも十分であつたといえなかつたことを踏まえ、今後とも、関係省庁間の連携を確実なものとするため、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等により政府を挙げて総合的なアスベスト対策を推進すること。

三、被害の未然防止の観点から、石綿による健康被害のような国民リスクの発見に、政府一丸となつて取り組むこと。

四、アスベスト疾患の早期発見・治療のため、専門医の育成など医療体制を充実するとともに、中皮腫に効果のある新薬の研究・開発を促進すること。さらに、診断治療・研究の向上のため、個人情報保護に留意しつつ中皮腫患者等の情報の集積と中皮腫の発生動向の把握に努めること。

五、アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族、周辺住民等のアスベストばく露者に対し、健康管理対策を図るほか、家族、周辺住民等への健康相談・診断の充実を図ること。

六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。

七、政府は、救済制度の施行状況につき毎年とり

まとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後五年を待たずとも同制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと。

八、アスベストの使用実態調査を継続し、国民に情報開示をするとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、低コストで安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。また、学校、医療などの公共施設等におけるアスベストの除去などの対策を推進するとともに、民間施設も含め適切な財政上・金融上の措置を講ずること。

九、大気中のアスベスト濃度測定の結果を踏まえ、大気汚染防止法による建築物の解体現場における規制基準等を適宜見直すことについて検討すること。

十、アスベストを使用した建築物の老朽化により、今後アスベスト廃棄物が大量に発生する可能性があることから、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の不適正処理対策を強化すること。
右決議する。

石綿による健康被害の救済に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 千景殿

石綿による健康被害の救済に関する法律案
石綿による健康被害の救済に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 救済給付

第一節 支給等(第三条―第三十条)

第二節 費用

第一款 基金等(第三十一条―第三十四条)

第二款 一般拠出金(第三十五条―第四十条)

六条

第三款 特別拠出金(第四十七条―第五十条)

第三節 雑則(第五十二条―第五十八条)

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等(第五十九条―第六十八条)

第二節 費用(第六十九条)

第三節 雑則(第七十条―第七十四条)

第四章 不服申立て(第七十五条―第七十九条)

第五章 雑則(第八十条―第八十六条)

第六章 罰則(第八十七条―第九十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。
(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で

定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の五年前の日までに死亡した者に限る。)をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 救済給付

第一節 支給等

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

一 医療費
二 療養手当
三 葬祭料
四 特別遺族弔慰金
五 特別葬祭料
六 救済給付調整金
(医療費の支給及び認定等)
第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。
2 前項の認定(以下この条から第十七条までにおいて「認定」という。)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。
3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。
4 認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。
2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、認定の申請をした日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。
(認定の有効期間)
第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。
2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。
(認定の更新)
第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。
2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。
3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。
第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後ににおいても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。
3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替へるものとする。
(認定の取消し)
第九条 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。
(判定の申出)
第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行うおとるときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。
2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。
(医療費の支給の要件及び範囲)
第十一条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する

保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。
一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 医学的処置、手術及びその他の治療
四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送
(医療費の額)
第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。
2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該医療に關し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に關する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(療養手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び

前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であっても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であっても、することができ

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求があつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等であつたものに支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指

定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。

3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二條 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から三年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第二十三條 被認定者であつて施行日前に第四條第一項の認定に係る指定疾病にかつたものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に關し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金(以下「救済給付調整金」という。)を支給する。

3 第十九條第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一條の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

(判定の申出)

第二十四條 機構は、第十九條第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二條第一項の規定による認定を行うときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出ることができる。

2 第十條第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。

(救済給付の免責)

第二十五條 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

(他の法令による給付との調整)

第二十六條 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に關する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法等その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(不正利得の徴収)

第二十七條 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第二十八條 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十九條 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課すること

ができない。

(環境省令への委任)

第三十條 この節に定めるもののほか、第四條第一項及び第二十二條第一項の認定の申請その他の救済給付に關する手続に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第二節 費用

第一款 基金等

(基金)

第三十一條 機構は、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を除く。)に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次條第一項の規定により政府から交付された資金、同條第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五條第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六條の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七條第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七條第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

(交付金等)

第三十二條 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)

第三十三條 前條第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に對する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。

(国庫の負担)

第三十四條 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次條第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

第二款 一般拠出金

(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第三十五條 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険關係が成立している事業の事業主(徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十條第一項に規定する船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(機構に對する交付)

第三十六條 厚生労働大臣は、前條第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に對

し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「第一項一般拠出金」という。)の額は、徴収法第十條第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般拠出金(以下「第二項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船舶に支払われた賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定

による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(第一項一般拠出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一項	次の	その
	当該保険関係が消滅した日(保険年度の中で中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中で中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認が取り消された日)	当該保険関係が消滅した日

第十九条第二項		第十九条第三項		第四十二条 第四十三条第一項 第四十五条の二	
その保険年度に使用した	賃金総額	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	この法律の施行	この法律に
その保険年度の直前の保険年度に使用した	賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)	一般拠出金率を乗じて算定した第一項一般拠出金	前二項の第一項一般拠出金	第一項一般拠出金の徴収	石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律に
第一項一般拠出金の徴収					

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

（第二項一般拠出金の納付等）
第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載

した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。

2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたとときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金（船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。）があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（第二項一般拠出金の延納）

第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第二項一般拠出金を延納させることができる。

（督促及び滞納処分）

第四十一条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければ

ならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ（延滞金）

第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般拠出金の額につき年十

四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第二項一般拠出金の額の一部分につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般拠出金の額は、その納付のあつた第二項一般拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに第二項一般拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 第二項一般拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第四十三条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第四十四条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（船舶所有者に対する報告の徴収等）

第四十五条 機構は、第二項一般拠出金の徴収に必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

官 報 (号 外)

いう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (環境省令への委任) 第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。 第三款 特別拠出金 (特別拠出金の徴収及び納付義務) 第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別拠出金を徴収する。 2 特別事業主は、特別拠出金を納付する義務を負う。 (特別拠出金の額の算定方法) 第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。 2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。 (特別拠出金の額の決定、通知等) 第四十九条 機構は、前条第一項の政令で定める	特別拠出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定し、当該特別事業主に対し、その者が納付すべき特別拠出金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。 2 前項の規定により特別拠出金の額が定められた後、特別拠出金の額を変更する必要があるときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。 3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他の必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。 (準用) 第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別拠出金について準用する。 (環境省令への委任) 第五十一条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。 第三節 雑則 (被認定者等に対する報告の徴収等) 第五十二条 機構は、この章の規定を施行するた	め必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二條第一項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。 (受診命令) 第五十三条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に關し必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。 (救済給付の支給の一時差止め) 第五十四条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められ、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。 (保険医療機関等に対する報告の徴収等) 第五十五条 機構は、第十三條第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に關し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。 2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による	検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。 (診療を行った者等に対する報告の徴収等) 第五十六条 機構は、認定又は救済給付の支給に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。 2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 (資料の提出の要求等) 第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。 (秘密保持義務) 第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定又は救済給付の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。
---	---	---	---

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等

(特別遺族給付金)

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労働保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労働保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労働保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、

祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたこと。

二 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。

イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

ロ 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は五十五歳以上であること。

ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。

ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)

ホ 前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)

2 特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人数で除して得た額とする。

(特別遺族年金の消滅)

第六十一条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくなつて後順位者があるとき

は、次順位者に特別遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 前条第一項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したとき。

2 特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、特別遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。

(特別遺族一時金の受給者の範囲等)

第六十三条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

一 配偶者

二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、

官 報 (号 外)

前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)

第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く。)、第十二条の七及び第十六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第十一条第一項中「遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族」とあるのは、「特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の二第三項に、遺族年金については第二十二条の四第三項において準用する第十六条の二第三項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、労災保険法第十二条の七中「政府」とあるのは「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

3 労災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるべきとき、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

2 労災保険法第九条、第十二条第一項、第十二条の二、第十六条の二第二項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十六条の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第九条第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは「項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは

「支給の請求をした日の属する月」と、労災保険法第十二条の二中「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項」と、労災保険法第十六条の九第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 労災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるべきとき、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)

族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十六条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)

第六十七条 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 費用

第六十九条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同

じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)(第五十九条第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。))の支給と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条

第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省令で定める事業の種類)ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)」と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付

金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の規定を適用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 雑則

（特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等）

第七十条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

（受診命令）

第七十一条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

（特別遺族年金の支給の一時差止め）

第七十二条 厚生労働大臣は、特別遺族年金を受ける権利を有する者が、第七十条の規定により報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を

求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者（労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。）に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

（診療を行った者等に対する報告の徴収等）

第七十四条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四章 不服申立て

（審査請求）

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 認定又は救済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康被害補償不服審査会

二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第三十一条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十

八年法律第十一号。以下「公害健康被害補償法」という。）第六十六条第三項、第三十一条、第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第三十一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第三百三十一条」と読み替えるものとする。

（異議申立て）

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（特別遺族給付金に係る審査請求等）

第七十八条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

官 報 (号 外)

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六條第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

第五章 雑則

(調査及び研究)

第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。(公務所等への照会)

第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第八十三条 市町村長(特別区及び地方自治法昭和二十二年法律第六十七号 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲

内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法

第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第四十五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第九十条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十八条又は前条第一号及び第二項第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を

罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第四十一条第四項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

二 第二章第二節(第一款を除く。)、第五十七條、第七十五条(第一項第二号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十八条(第一項第三号及び第四号を除く。)、第九十条(第八十八條第一項第三号及び第四号を除く。))に係る部分に限る。及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日

(認定の申請に関する経過措置)
第二条 第四条第一項の認定を受けようとする者

は、施行日の一週間前の日から施行日の前日までの間においても、その申請を行うことができる。

2 前項の規定により認定の申請があつたときは、施行日において第四条第二項の規定によりその申請があつたものとみなす。

(国庫の負担の特例)

第三条 平成十八年度における第三十四条の規定の適用については、同条中「毎年度」とあるのは「平成十八年度においては」と、「一部」とあるのは「全部」とする。

(有期事業に関する特例)

第四条 徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、附則第一条第二号に定める日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものであるものは、第三十五条第一項の規定は、適用しない。

(施行前の準備)

第五条 第三十七条第三項及び第四十八条第一項の政令の制定の立案については、環境大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(見直し)

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号第十四条第一項)に、「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改め、同

条第三項中「又は市町村の」を、「市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))の」に、「又は市町村」を、「市町村又は独立行政法人」に改め、同条第四項中「若しくは市町村」を、「市町村若しくは独立行政法人」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中八十二の項を削り、八十一の項を八十二の項とし、六十五の項から八十の項までを一項ずつ繰り下げ、六十四の項の次に次のように加える。

六十五 厚生労働省

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百二十の項を百二十一の項とし、百十九の項を百二十の項とし、百十八の項の次に次のように加える。

百十九 独立行政法人
環境再生保全機構

石綿による健康被害の救済に関する同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二條第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(社会保険労務士法の一部改正)

第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十の次に次の一号を加える。

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)。

第三十八条及び第五十九条の規定に限る。)

(労働保険特別会計法の一部改正)

第十条 労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)の規定による第

一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第六条中「並びに附属雑収入」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第 号）第三十四条の規定に基づく一般会計からの受入金、同法第三十五条第一項の一般拠出金（以下この条において「一般拠出金」という。）並びに附属雑収入」と、「労働保険料の徴収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、同法第三十六条の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一条中「第百六条第二項の」を「第百六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十五条第一項第一号の規定による」に改める。

第百十九條の次に次の一条を加える。

（専門委員）

第百十九條の二 審査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（環境基本法の一部改正）

第十二条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）」を、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第 号）」に改める。

（環境省設置法の一部改正）

第十三条 環境省設置法（平成十一年法律第一百一十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

第十二条第二項中「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第十四条 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三条中「維持管理積立金の管理等」を「維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等」に改める。

第十条第一項第一号イ中「次条を」を「第十一条」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第 号）以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二条第一項の認定をいう。）。

ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給

ハ 船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収

第十条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第十条の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者（次項において「都道府県等」という。）に対し、前条第一項第七号イ（申請に係る部分に限る。）及びロ（請求に係る部分に限る。）に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第十一条中「前条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第十二条を次のように改める。

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「公害健康被害補償予防業務」という。）

二 第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「石綿健康被害救済業務」という。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

（石綿健康被害救済基金）

第十六条の二 機構は、第十条第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第三十一条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十二条第三号中「及び第十六条第二項」を「、第十六条第二項及び第十六条の二第二項」

に、「若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金」に改める。

附則第二十九条を次のように改める。

(基金の事務費への充当)

第二十九条 機構は、石綿健康被害救済法第三十一条第二項及び第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、平成十九年度以降において、石綿健康被害救済法第三十二条第一項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てたるもの、当該取り崩した額に相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第三十条から第三十六条までを削る。

(障害者自立支援法の一部改正)

第十五条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九十四条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第

号)第十四条第一項」に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改める。

審査報告書

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

環境委員長 福山 哲郎

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的ア

プローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。

二、過去の関係省庁間の連携が必ずしも十分であつたといえなかつたことを踏まえ、今後とも、関係省庁間の連携を確実なものとするため、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等により政府を挙げて総合的なアスベスト対策を推進すること。

三、被害の未然防止の観点から、石綿による健康被害のような国民リスクの発見に、政府一丸となつて取り組むこと。

四、アスベスト疾患の早期発見・治療のため、専門医の育成など医療体制を充実するとともに、中皮腫に効果のある新薬の研究・開発を促進すること。さらに、診断治療・研究の向上のため、個人情報保護の留意しつつ中皮腫患者等の情報の集積と中皮腫の発生動向の把握に努めること。

五、アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族、周辺住民等のアスベストばく露者に対し、健康管理対策を図るほか、家族、周辺住民等への健康相談・診断の充実を図ること。

六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。

七、政府は、救済制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学

的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後五年を待たずとも同制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと。

八、アスベストの使用実態調査を継続し、国民に情報開示をするともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、低コストで安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。また、学校、医療などの公共施設等におけるアスベストの除去などの対策を推進するとともに、民間施設も含め適切な財政上・金融上の措置を講ずること。

九、大気中のアスベスト濃度測定の結果を踏まえ、大気汚染防止法による建築物の解体現場における規制基準等を適宜見直すことについて検討すること。

十、アスベストを使用した建築物の老朽化により、今後アスベスト廃棄物が大量に発生する可能性があることから、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の不適正処理対策を強化すること。

右決議する。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年一月三十一日
衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(大気汚染防止法の一部改正) 第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 第一条中「建築物」を「建築物等」に改める。 第二条第十二項中「建築物の下に」その他の工作物(以下「建築物等」という。)を加える。 第十八条の十五第一項第五号及び第三項、第二十六条第一項、第二十九条並びに第三十二条中「建築物」を「建築物等」に改める。 (地方財政法の一部改正) 第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第三十三条の六の二の次に次の一条を加える。 (石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例) 第三十三条の六の三 地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。 (建築基準法の一部改正) 第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。 第二十八条の二を次のように改める。 (石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置) 第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質	の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。 第八十六条の七第一項中「第二十七条」の下に「第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「同条の技術的基準」を「同条各号に掲げる基準」に改める。 第八十八条第一項中「第二十条」の下に「第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)」を、「認証型式部材等に係る部分に限る。」の下に「第八十六条の七第一項(第二十八条の二)第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。」に係る部分に限る。」を加える。 第一百一条第一項第六号中「第二十八条の二」の下に「第八十八条第一項において準用する場合	を含む。」を加える。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正) 第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 目次中「第九条の八・第九条の九」を「第九条の八・第九条の十」に、「第十五条の四の二・第十五条の四の三」を「第十五条の四の二・第十五条の四の四」に、「第十五条の四の四・第十五条の四の六」を「第十五条の四の五・第十五条の四の七」に改める。 第二条第四項第二号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。 第二章第四節中第九条の九の次に次の一条を加える。 (一般廃棄物の無害化処理に係る特例) 第九条の十 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。 二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。	る者が環境省令で定める基準に適合すること。 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所 三 無害化処理の用に供する施設の種類の 四 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類 五 無害化処理の用に供する施設の処理能力 六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画 七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画 八 その他環境省令で定める事項 3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る無害化処理が同項各号のいずれにも適合していることを認めるときは、同項の認定をするものとする。 4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処
--	---	--	--

二七

る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくはを加える。

第十九条の三中「及び特別管理産業廃棄物処分業者」を「特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者」に改め、同条第一号中場合の下に「(第三号に掲げる場合を除く。)」を加え、同条第二号中「場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣

第十九条の四第一項中「市町村長」の下に「前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。」を加える。

第十九条の五第一項中「都道府県知事」の下に「第十九条の三第三号に掲げる場合及び」を加え、同項第三号イ及びチ中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第二十四条中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二十五条第一項第十二号中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改める。

める。

第二十六条第四号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の四の四第四項」を「第十五条の四の五第四項」に改める。

第二十九条第三号及び第十号中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第三十条第三号中「第十五条の二の三」を「第九条の十第七項、第十五条の二の三及び第十五条の四の四第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第五十号を次のように改める。

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理又は無害化処理の認定

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第九条の九第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)又は第十五条の四の三第一項(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)又は第十五条の四の四第一項(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定

認定件数	認定件数
一件につき十五万円	一件につき十五万円

審査報告書

国会議員互助年金法を廃止する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年二月三日

議院運営委員長 溝手 顕正

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、国会議員互助年金法を廃止しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員互助年金法を廃止する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年一月三十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国会議員互助年金法を廃止する法律

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第五条、第六条及び第十条の規定は、同年七月一日から施行する。

(退職者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの法律による廃止前の国会議員互助年金法(以下「旧法」という。)第二十一条第一項の規定により旧法第二条第一項の互助年金又は同条第二項の互助一時金を受ける権利について

の裁定を受けた者及び施行日前にこれらの権利を有する者であつて旧法第二十一条第一項の規定による裁定を受けていないものに係る当該互助年金又は互助一時金については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に国会議員である者に係る旧法第九条第一項の普通退職年金(旧法の規定により受けることのできた同項の普通退職年金であつて施行日前に給与を受けなかつたもの(施行日前に旧法第二十一条第一項の裁定を受けたとしたならば旧法の規定により施行日前に受けることのできたものを含む。附則第十四条第一項において「未受給の普通退職年金」という。)を除く。))には適用しない。

(旧普通退職年金の減額)

第三条 前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第一項の普通退職年金(以下「旧普通退職年金」という。)を受ける者のうちその年額の計算の基礎となる議員の歳費年額の十二分の一に相当する金額(以下この項において「基礎歳費月額」という。)が次の各号に掲げる金額である者に給すべき旧普通退職年金の年額は、平成十八年四月分以降、前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に、次の各号に掲げる基礎歳費月額の区分に応じ、それぞれ、当該各号に定める割合を乗じて得た年額に改定する。

- 一 八十八万円 百分の九十六

- 二 九十六万九千円 百分の九十三
- 三 九十八万九千円 百分の九十二
- 四 百三万円 百分の九十

2 前項の場合における前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号。以下「廃止法」という。)附則第三条第一項」とする。

(職権改定)

第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。

(高額所得による旧普通退職年金の停止)

第五条 旧普通退職年金は、これを受ける者の旧普通退職年金の年額と前年における互助年金(旧法又は附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定により支給された互助年金をいう。)外の所得金額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。))との合計額が七百万円を超えるときは、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該合計額から七百万円を控除した金額の二分の一に相当する金額(その金額がその者の旧普通退職年金の年額を超えるときは、当該旧普通退職年金の年額に相当する金額)の支給を停止する。

2 前項の場合における附則第二条第一項の規定

によりなおその効力を有することとされる旧法第十五条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「廃止法附則第五条第一項」とする。

(適用区分)

第六条 前条の規定は、平成十八年七月分以降の旧普通退職年金について適用し、同年六月分以前の旧普通退職年金の高額所得による停止については、なお従前の例による。

(現職国会議員の普通退職年金)

第七条 この法律の施行の際現に国会議員である者であつて施行日の前日に退職(旧法第三条の退職をいう。以下同じ。)したものとしたならば旧法第九条第一項の規定により普通退職年金を受ける権利を有するものが退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 前項の普通退職年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の普通退職年金に関する規定の例による。

(在職期間の終了)

第八条 前条第一項の普通退職年金の年額の計算については、同項に規定する者の在職期間は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十一条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月をもって終わるものとする。

(現職国会議員の普通退職年金の年額)

第九条 附則第七条第一項に規定する者に給すべき普通退職年金の年額は、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法の普通退職

年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、これらの規定(旧法第九条第四項を除く。)により計算された金額に百分の八十五を乗じて得た金額とする。

2 前項の場合における附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第九条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「廃止法附則第九条第一項」とする。

(高額所得による普通退職年金の停止)

第十条 附則第七条第一項の普通退職年金の高額所得による支給の停止については、同条第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十五条の二第一項の規定にかかわらず、附則第五条の規定を準用する。この場合において、同条中「附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法」とあるのは「附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる旧法」と、同条第二項中「廃止法附則第五条第一項」とあるのは「廃止法附則第十条において準用する廃止法附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

(公務傷病年金)

第十一条 国会議員が施行日前に受けた公務に基づく傷病により重度障害の状態となり施行日以後に退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が、退職後三年以内において、施行日前に受けた当該在職中の公務に基づく傷病により施行日以後に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

2 前項の公務傷病年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有すること

とされる旧法の公務傷病年金に関する規定の例による。

(遺族扶助年金)

第十二条 旧普通退職年金若しくは附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき、附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を受ける者が死亡したとき又はこの法律の施行の際現に国会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第七条第一項の普通退職年金若しくは前条第一項の公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族扶助年金に関する規定の例による。

3 次の各号に掲げる者の遺族に給すべき第一項の遺族扶助年金の年額は、前項の規定によりその例によることとされる旧法の遺族扶助年金の年額の計算に関する規定にかかわらず、当該各号に定める金額を基礎として、旧法第十九条第二項の規定の例により算出した金額とする。

- 一 旧普通退職年金を受ける者であつて附則第三条第一項の規定の適用を受けるもの 同項の規定により算出した旧普通退職年金の年額
- 二 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける者 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額
- 三 施行日以後在職中死亡した国会議員であつて、その死亡を退職とみなすときは附則第七

条第一項の普通退職年金を給すべきもの 附則第九条第一項の規定により算出した普通退職年金の年額

(退職一時金)

第十三条 この法律の施行の際現に国会議員である者が退職したときは、その者に退職一時金を給する。

2 前項の退職一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の退職一時金に関する規定(旧法第十条の二第一項及び第二項を除く。)の例による。

3 附則第八条の規定は、第一項に規定する者の在職期間について準用する。

4 既に旧法の規定により旧法第九条第一項の普通退職年金又は旧法第十条の二第一項の退職一時金(以下この項において「旧法による普通退職年金等」という。)を受けた者に第一項の退職一時金を給する場合における当該退職一時金の額は、第二項の規定によりその例によることとされる旧法第十条の二第三項の規定により算出した金額から既に受けた旧法による普通退職年金等の額を合計した金額(当該合計した金額が同項の規定により算出した金額を超えるときは、当該算出した金額を控除した金額とする)。

(普通退職年金を受ける権利の消滅等)

第十四条 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者が前条第一項の退職一時金を受ける権利の裁定を請求したときは、当該普通退職年金を受ける権利(未受給の普通退職年金を受ける権利を有する者にあつては、その権利を含む。)は、消滅する。

2 附則第七条第一項の普通退職年金を受ける権利を有する者がその権利の裁定を請求したときは、前条第一項の退職一時金を受ける権利は、消滅する。

(遺族一時金)

第十五条 この法律の施行の際現に国会議員である者が平成十八年三月までの在職期間が十年未満のものが在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに附則第十三条第一項の退職一時金を給すべきときは、その者の遺族に遺族一時金を給する。

2 前項の遺族一時金については、附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の遺族一時金に関する規定の例による。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十六条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法

律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)若しくは地方公務員等共済組合法第十一章の規定の適用を受ける者」を「国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十九条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項第八号を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧普通退職年金及び附則第七条第一項の普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧法第十条の二第一項の退職一時金及び附則第十三条第一項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第九号を削り、第十号を第九

号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二條第一項の互助年金並びに附則第七條第一項の普通退職年金、附則第十一條第一項の公務傷病年金及び附則第十二條第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三條第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十三條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十四條の二第一項中「年額が」の下に「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)による廃止前の」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 施行日前に支払うべき前条の規定による改正前の所得税法第七十四條第二項第十二号に掲げる納付金については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十六條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項中「国会議員互助年金法」

を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)又は同法附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第二十七條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第八号を次のように改める。

八 削除

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第六十五條の見出しを「(旧国会議員互助年金法の一部改正)」に改め、同条中「国会議員互助年金法」を「国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第 号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法」に改める。

投票者氏名

平成十七年度一般会計補正予算(第1号)
平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)
平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
賛成者氏名 一三二名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩井 國臣君

岩城 光英君	岩永 浩美君	中原 爽君	中村 博彦君
魚住 汎英君	小野 清子君	二之湯 智君	西島 英利君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
大野つや子君	太田 豊秋君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
岡田 直樹君	岡田 広君	南野知恵子君	橋本 聖子君
荻原 健司君	加治屋義人君	林 芳正君	福島啓史郎君
加納 時男君	狩野 安君	藤井 基之君	藤野 公孝君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
片山虎之助君	金田 勝年君	舩添 要一君	松村 祥史君
川口 順子君	河合 常則君	松村 龍二君	松山 政司君
木村 仁君	岸 宏一君	三浦 一水君	水落 敏栄君
岸 信夫君	北岡 秀二君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君
北川イツセイ君	国井 正幸君	山内 俊夫君	山崎 力君
倉田 寛之君	小泉 昭男君	山崎 正昭君	山下 英利君
小泉 顕雄君	小泉 昭文君	山谷えり子君	山本 一太君
小林 温君	後藤 博子君	山本 順三君	吉田 博美君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
櫻井 新君	山東 昭子君	脇 雅史君	浮島とも子君
清水嘉与子君	椎名 一保君	魚住裕一郎君	風間 昶君
陣内 孝雄君	末松 信介君	加藤 修一君	木庭健太郎君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	草川 昭三君	白浜 一良君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	澤 雄二君	谷合 正明君
田浦 直君	田中 直紀君	高野 博師君	西田 実仁君
田村 公平君	田村耕太郎君	遠山 清彦君	浜田 敏子君
伊達 忠一君	竹山 裕君	浜田 昌良君	福本 潤一君
武見 敬三君	谷川 秀善君	弘友 和夫君	山口那津男君
段本 幸男君	常田 享詳君	松 あきら君	山本 香苗君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	山下 栄一君	山本 香苗君
中川 義雄君	中島 啓雄君	山本 保君	渡辺 孝男君
中島 眞人君	中曾根弘文君	鰐淵 洋子君	

反対者氏名		賛成者氏名	
足立 信也君	一〇二名	前田 武志君	松井 孝治君
朝日 俊弘君	浅尾慶一郎君	松岡 徹君	松下 新平君
家西 悟君	伊藤 基隆君	円より子君	水岡 俊一君
犬塚 直史君	池口 修次君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
岩本 司君	今泉 昭君	築瀬 進君	柳澤 光美君
小川 勝也君	江田 五月君	柳田 稔君	山下八洲夫君
尾立 源幸君	小川 敏夫君	山根 隆治君	山本 孝史君
大江 康弘君	大石 正光君	蓮 舫君	和田ひろ子君
岡崎トミ子君	大久保 勉君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
神本美恵子君	加藤 敏幸君	井上 哲士君	市田 忠義君
北澤 俊美君	喜納 昌吉君	緒方 靖夫君	紙 智子君
黒岩 宇洋君	工藤堅太郎君	小池 晃君	小林美恵子君
小林 正夫君	郡司 彰君	大門実紀史君	仁比 聡平君
奥石 東君	小林 元君	吉川 春子君	大田 昌秀君
佐藤 道夫君	佐藤 泰介君	近藤 正道君	田 英夫君
櫻井 充君	芝 博一君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
島田智哉子君	主濱 了君	又市 征治君	荒井 広幸君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君
田名部匡省君	高嶋 良充君	長谷川憲正君	糸数 慶子君
高橋 千秋君	谷 博之君	鈴木 陽悦君	角田 義一君
千葉 景子君	シラミルテ君	日程第一 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	
津田弥太郎君	辻 泰弘君		
富岡由紀夫君	那谷屋正義君		
内藤 正光君	直嶋 正行君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君		
白 眞勲君	林 久美子君		
平田 健二君	平野 達男君		
広田 一君	広中和歌子君		
広野ただし君	福山 哲郎君		
藤末 健三君	藤本 祐司君		
藤原 正司君	前川 清成君		
		阿部 正俊君	愛知 治郎君
		青木 幹雄君	秋元 司君
		浅野 勝人君	荒井 正吾君
		有村 治子君	泉 信也君
		市川 一朗君	岩井 國臣君
		岩城 光英君	岩永 浩美君
		魚住 汎英君	小野 清子君
		尾辻 秀久君	大仁田 厚君
		大野つや子君	大田 豊秋君
		岡田 直樹君	岡田 広君
		荻原 健司君	加治屋義人君
		加納 時男君	狩野 安君
		景山俊太郎君	柏村 武昭君
		片山虎之助君	金田 勝年君
		川口 順子君	河合 常則君
		木村 仁君	岸 宏一君
		岸 信夫君	北岡 秀二君
		北川イツセイ君	杳掛 哲男君
		国井 正幸君	倉田 寛之君
		小泉 昭男君	小泉 顕雄君
		小齊平敏文君	小林 温君
		後藤 博子君	鴻池 祥肇君
		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
		坂本由紀子君	櫻井 新君
		山東 昭子君	清水嘉与子君
		椎名 一保君	陣内 孝雄君
		末松 信介君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関口 昌一君
		関谷 勝嗣君	田浦 直君
		田中 直紀君	田村 公平君
		田村耕太郎君	伊達 忠一君
		竹中 平蔵君	竹山 裕君
		武見 敬三君	谷川 秀善君
		段本 幸男君	常田 享詳君
		鶴保 庸介君	中川 雅治君
		中川 義雄君	中島 啓雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	中村 博彦君
		二之湯 智君	西島 英利君
		西田 吉宏君	西銘順志郎君
		野上浩太郎君	野村 哲郎君
		南野知恵子君	橋本 聖子君
		林 芳正君	福島啓史郎君
		藤井 基之君	藤野 公孝君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
		舛添 要一君	松田 岩夫君
		松村 祥史君	松村 龍二君
		松山 政司君	三浦 一水君
		水落 敏栄君	溝手 顕正君
		森元 恒雄君	矢野 哲朗君
		山内 俊夫君	山崎 力君
		山崎 正昭君	山下 英利君
		山谷えり子君	山本 一太君
		山本 順三君	吉田 博美君
		吉村剛太郎君	若林 正俊君
		脇 雅史君	足立 信也君
		浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
		伊藤 基隆君	家西 悟君
		池口 修次君	犬塚 直史君
		今泉 昭君	岩本 司君
		江田 五月君	小川 勝也君
		小川 敏夫君	尾立 源幸君
		大石 正光君	大江 康弘君
		大久保 勉君	岡崎トミ子君
		加藤 敏幸君	神本美恵子君
		喜納 昌吉君	北澤 俊美君
		工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
		郡司 彰君	小林 正夫君
		小林 元君	奥石 東君
		佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
		佐藤 雄平君	櫻井 充君

平成十八年二月三日 参議院会議録第四号 投票者氏名

芝 博一君	島田智哉子君	福本 潤一君	松 あきら君	加納 時男君	狩野 安君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君
主濱 了君	榎葉賀津也君	山口那津男君	山下 栄一君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	真鍋 賢二君	外添 要一君
鈴木 寛君	田名部匡省君	山本 香苗君	山本 保君	片山虎之助君	金田 勝年君	松田 岩夫君	松村 祥史君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	川口 順子君	河合 常則君	松村 龍二君	松山 政司君
谷 博之君	千葉 景子君	井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君	三浦 一水君	水落 敏栄君
ツルネ マルティ君	津田弥太郎君	緒方 靖夫君	紙 智子君	岸 信夫君	北岡 秀二君	溝手 顕正君	森元 恒雄君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君	小池 晃君	小林美恵子君	北川イッセイ君	倉掛 哲男君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君	大門実紀史君	仁比 聡平君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山崎 力君	山崎 正昭君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	吉川 春子君	大田 昌秀君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	山下 英利君	山谷えり子君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	近藤 正道君	田 英夫君	小斉平敏文君	小林 温君	山本 一太君	山本 順三君
林 久美子君	平田 健二君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
平野 達男君	広田 一君	又市 征治君	荒井 広幸君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	若林 正俊君	脇 雅史君
広中和歌子君	広野ただし君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君	坂本由紀子君	櫻井 新君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
福山 哲郎君	藤末 健三君	長谷川憲正君	糸数 慶子君	山東 昭子君	清水嘉与子君	浮島とも子君	加藤 修一君
藤本 祐司君	藤原 正司君	鈴木 陽悦君	角田 義一君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	風間 昶君	澤 雄二君
前川 清成君	前田 武志君			末松 信介君	鈴木 政二君	木庭健太郎君	草川 昭三君
松井 孝治君	松岡 徹君			世耕 弘成君	関口 昌一君	白浜 一良君	高野 博師君
松下 新平君	円 より子君			関谷 勝嗣君	田浦 直君	谷合 正明君	遠山 清彦君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			田中 直紀君	田村 公平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			田村耕太郎君	伊達 忠一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
柳澤 光美君	柳田 稔君			竹山 裕君	武見 敬三君	福本 潤一君	松 あきら君
山根 隆治君	山本 孝史君			谷川 秀善君	段本 幸男君	山口那津男君	山下 栄一君
蓮 舫君	和田ひろ子君			常田 享詳君	鶴保 庸介君	山本 香苗君	山本 保君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			中川 雅治君	中川 義雄君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君			中島 啓雄君	中島 眞人君		
浮島とも子君	加藤 修一君			中曾根弘文君	中原 爽君		
風間 昶君	草川 昭三君			中村 博彦君	二之湯 智君		
木庭健太郎君	澤 雄二君			西島 英利君	西田 吉宏君		
白浜 一良君	高野 博師君			西銘順志郎君	野上浩太郎君		
谷合 正明君	遠山 清彦君			野村 哲郎君	南野知恵子君		
西田 実仁君	浜田 昌良君			橋本 聖子君	林 芳正君		
浜四津敏子君	弘友 和夫君			福島啓史郎君	藤井 基之君		

反対者氏名

○名

平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
一三四名

反対者氏名

一〇一名

尾立 源幸君	大石 正光君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	木村 仁君	岸 宏一君	松山 政司君	三浦 一水君
大江 康弘君	大久保 勉君	渡辺 秀央君	井上 哲士君	岸 信夫君	北岡 秀二君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	北川イツセイ君	沓掛 哲男君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君
神本美恵子君	喜納 昌吉君	紙 智子君	小池 晃君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山崎 力君	山崎 正昭君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	小林美恵子君	大門実紀史君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	山下 英利君	山谷えり子君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	仁比 聡平君	吉川 春子君	小齊平敏文君	小林 温君	山本 一太君	山本 順三君
小林 正夫君	小林 元君	大田 昌秀君	近藤 正道君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
奥石 東君	佐藤 泰介君	田 英夫君	福島みずほ君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	若林 正俊君	脇 雅史君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	洲上 貞雄君	又市 征治君	坂本由紀子君	櫻井 新君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
櫻井 充君	芝 博一君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君	山東 昭子君	清水嘉与子君	浮島とも子君	加藤 修一君
島田智哉子君	主濱 了君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	風間 昶君	草川 昭三君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	糸数 慶子君	鈴木 陽悦君	末松 信介君	鈴木 政二君	木庭健太郎君	澤 雄二君
田名部匡省君	高嶋 良充君	角田 義一君		世耕 弘成君	関口 昌一君	白浜 一良君	高野 博師君
高橋 千秋君	谷 博之君			関谷 勝嗣君	田浦 直君	谷合 正明君	遠山 清彦君
千葉 景子君	ツレン マルティン			田中 直紀君	田村 公平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
津田弥太郎君	辻 泰弘君			田村耕太郎君	伊達 忠一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君			竹中 平蔵君	竹山 裕君	福本 潤一君	松 あきら君
内藤 正光君	直嶋 正行君			武見 敬三君	谷川 秀善君	山口那津男君	山下 栄一君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君			段本 幸男君	常田 享詳君	山本 香苗君	山本 保君
白 眞勲君	林 久美子君			鶴保 庸介君	中川 雅治君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
平田 健二君	平野 達男君			中川 義雄君	中島 啓雄君	荒井 広幸君	亀井 郁夫君
広田 一君	広中和歌子君			中島 眞人君	中曾根弘文君	田村 秀昭君	長谷川憲正君
広野ただし君	福山 哲郎君			中原 爽君	中村 博彦君		
藤末 健三君	藤本 祐司君			二之湯 智君	西島 英利君		
藤原 正司君	前川 清成君			西田 吉宏君	西銘順志郎君		
前田 武志君	松井 孝治君			野上浩太郎君	野村 哲郎君		
松岡 徹君	松下 新平君			南野知恵子君	橋本 聖子君		
円 より子君	水岡 俊一君			林 芳正君	福島啓史郎君		
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			藤井 基之君	藤野 公孝君		
築瀬 進君	柳澤 光美君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
柳田 稔君	山根 隆治君			舩添 要一君	松田 岩夫君		
山本 孝史君	蓮 舫君			松村 祥史君	松村 龍二君		

石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三八名

反対者氏名

九七名

岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山崎 正昭君	山下 英利君
神本美恵子君	喜納 昌吉君	紙 智子君	小池 晃君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	山谷えり子君	山本 一太君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	小林美恵子君	大門美紀史君	小齊平敏文君	小林 温君	山本 順三君	吉田 博美君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	仁比 聡平君	吉川 春子君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
小林 正夫君	小林 元君	大田 昌秀君	近藤 正道君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	脇 雅史君	足立 信也君
奥石 東君	佐藤 泰介君	田 英夫君	福島みずほ君	坂本由紀子君	櫻井 新君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	洲上 貞雄君	又市 征治君	山東 昭子君	清水嘉与子君	伊藤 基隆君	家西 悟君
櫻井 充君	芝 博一君	糸数 慶子君	鈴木 陽悦君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	池口 修次君	犬塚 直史君
島田智哉子君	主演 了君	角田 義一君		末松 信介君	鈴木 政二君	今泉 昭君	岩本 司君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君			世耕 弘成君	関口 昌一君	江田 五月君	小川 勝也君
田名部匡省君	高嶋 良充君			関谷 勝嗣君	田浦 直君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
高橋 千秋君	谷 博之君			田中 直紀君	田村 公平君	大石 正光君	大江 康弘君
千葉 景子君	ツルギ マルイ君			田村耕太郎君	伊達 忠一君	大久保 勉君	岡崎トミ子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君			竹中 平蔵君	竹山 裕君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君			武見 敬三君	谷川 秀善君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
内藤 正光君	直嶋 正行君			段本 幸男君	常田 享詳君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君			鶴保 庸介君	中川 雅治君	郡司 彰君	小林 正夫君
白 眞勲君	林 久美子君			中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 元君	奥石 東君
平田 健二君	平野 達男君			中島 眞人君	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
広田 一君	広中和歌子君			中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 雄平君	櫻井 充君
広野ただし君	福山 哲郎君			二之湯 智君	西島 英利君	芝 博一君	島田智哉子君
藤末 健三君	藤本 祐司君			西田 吉宏君	西銘順志郎君	主 演 了君	榛葉賀津也君
藤原 正司君	前川 清成君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	鈴木 寛君	田名部匡省君
前田 武志君	松井 孝治君			南野知恵子君	橋本 聖子君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
松岡 徹君	松下 新平君			林 芳正君	福島啓史郎君	谷 博之君	千葉 景子君
円 より子君	水岡 俊一君			藤井 基之君	藤野 公孝君	シシキ マルイ君	津田弥太郎君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君
築瀬 進君	柳澤 光美君			舩添 要一君	松田 岩夫君	那谷屋正義君	内藤 正光君
柳田 稔君	山根 隆治君			松村 祥史君	松村 龍二君	直嶋 正行君	西岡 武夫君
山本 孝史君	蓮 舩君			松山 政司君	三浦 一水君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
和田ひろ子君	若林 秀樹君			水落 敏栄君	溝手 顕正君	林 久美子君	平田 健二君
渡辺 秀央君	井上 哲士君			森元 恒雄君	矢野 哲朗君	平野 達男君	広田 一君
				山内 俊夫君	山崎 力君	広中和歌子君	広野ただし君

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二二九名

福山 哲郎君	藤末 健三君	反対者氏名	七名	坂本由紀子君	櫻井 新君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
藤本 祐司君	藤原 正司君	大田 昌秀君	近藤 正道君	山東 昭子君	清水嘉子君	浮島とも子君	加藤 修一君
前川 清成君	前田 武志君	田 英夫君	福島みずほ君	椎名 一保君	陣内 孝雄君	風間 昶君	草川 昭三君
松井 孝治君	松岡 徹君	洲上 貞雄君	又市 征治君	末松 信介君	鈴木 政二君	木庭健太郎君	澤 雄二君
松下 新平君	円より子君	糸数 慶子君		世耕 弘成君	関口 昌一君	白浜 一良君	高野 博師君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			関谷 勝嗣君	田浦 直君	谷合 正明君	遠山 清彦君
森 ゆうこ君	築瀬 進君			田中 直紀君	田村 公平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
柳澤 光美君	柳田 稔君			田村耕太郎君	伊達 忠一君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
山根 隆治君	山本 孝史君			竹中 平蔵君	竹山 裕君	福本 潤一君	松 あきら君
蓮 舫君	和田ひろ子君	賛成者氏名	一三四名	武見 敬三君	谷川 秀善君	山口那津男君	山下 栄一君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	段本 幸男君	常田 享詳君	山本 香苗君	山本 保君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
浮島とも子君	加藤 修一君	浅野 勝人君	荒井 正吾君	中川 義雄君	中島 啓雄君		
風間 昶君	草川 昭三君	有村 治子君	泉 信也君	中島 眞人君	中曾根弘文君		
木庭健太郎君	澤 雄二君	市川 一朗君	岩井 國臣君	中原 爽君	中村 博彦君		
白浜 一良君	高野 博師君	岩城 光英君	岩永 浩美君	二之湯 智君	西島 英利君		
谷合 正明君	遠山 清彦君	尾辻 秀久君	小野 清子君	野上浩太郎君	西銘順志郎君		
西田 実仁君	浜田 昌良君	大野つや子君	太田 豊秋君	南野知恵子君	野村 哲郎君		
浜四津敏子君	弘友 和夫君	岡田 直樹君	岡田 広君	林 芳正君	橋本 聖子君		
福本 潤一君	松 あきら君	萩原 健司君	加治屋義人君	藤井 基之君	福島啓史郎君		
山口那津男君	山下 栄一君	加納 時男君	狩野 安君	保坂 三蔵君	藤野 公孝君		
山本 香苗君	山本 保君	片山虎之助君	柏村 武昭君	舩添 要一君	真鍋 賢二君		
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	川口 順子君	金田 勝年君	松村 祥史君	松田 岩夫君		
井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	河合 常則君	松山 政司君	松村 龍二君		
緒方 靖夫君	紙 智子君	岸 信夫君	岸 宏一君	水落 敏栄君	三浦 一水君		
小池 晃君	小林美恵子君	北川イッセイ君	北岡 秀二君	森元 恒雄君	溝手 顕正君		
大門実紀史君	仁比 聡平君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山内 俊夫君	矢野 哲朗君		
吉川 春子君	荒井 広幸君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	山崎 正昭君	山崎 力君		
亀井 郁夫君	田村 秀昭君	小斉平敏文君	小林 温君	山谷えり子君	山本 一太君		
長谷川憲正君	鈴木 陽悦君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山本 順三君	吉田 博美君		
角田 義一君		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	吉村剛太郎君	若林 正俊君		

田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
千葉 景子君	ツルギ マチ子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一 君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円 より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	山根 隆治君
山本 孝史君	蓮 舫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
近藤 正道君	田 英夫君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	荒井 広幸君
亀井 郁夫君	田村 秀昭君
長谷川憲正君	糸数 慶子君
鈴木 陽悦君	

平成十八年一月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

平成十五年度決算に関する参議院の議決について
講じた措置を別紙のとおり報告する。

平成十五年度決算に関する参議院の議決について講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等にかんがみ、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところである。

平成十五年度決算に関する参議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

1 平成十五年度決算検査報告の指摘について
決算検査報告において指摘された不当事項等の再発防止については、財務省及び各省各庁等において、従来から、文書による要請のほか、会計検査院との会議をはじめ、各種の会議や研修等を通じて、予算の効率的な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行い、関係職員員の資質の向上を図っているところである。さらに、再発防止のため、厳重な処分を通じ、執行に携わる職員の責任の明確化、綱紀粛正の徹底を図るとともに、内部牽制等を一層充実させ、より一層の予算の適正、かつ、効率的な執行及び会計事務の適正な処理に努力しているところである。

を引き下げることを、一括再委託を禁止すること、内部監査において随意契約を重点事項とすること等について通知したところである。

今後とも、これらの措置を講ずることにより、指摘事項の再発防止に努めるとともに、契約における透明性の向上等を図りつつ、会計規律の一層の厳格化に努めてまいらる所存である。

2 特別会計の事務事業等の見直しについて

特別会計については、「行政改革の重要方針」において、「今後五年間において合計約二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指す」とこととされており、平成十八年度予算において、合計約十三・八兆円の剰余金・積立金の活用を図ったほか、事務事業等を徹底して見直すことにより人件費・事務費の削減約百七十五億円、特殊法人等への財政支出の削減約千九百九十九億円を実現したところである。また、一般会計からの繰入額を約一・四兆円抑制するとともに、予算執行実績を予算へ反映するなど、歳入・歳出面で合理化を図ったところである。

なお、透明性の確保に関しては、「行政改革の重要方針」において、「一覽性・総覧性をもった形で国の財務状況を説明し十分な説明責任を果たす」とこととされており、特別会計の会計情報の開示内容を統一的に明示するため、法制上の措置も含め必要の対応を進めるなど、積極的な取組を行うこととしている。

3 ITシステムの見直しについて
いわゆるレガシーシステム等の見直しについては、「電子政府構築計画」に基づき、各府省において、各システムの効率化・合理化を図るため、最適化計画の策定及びその実施に向けた取組を進めているところである。その中で、契約内容の見直し、オープンシステム化、随意契約から競争契約への移行等に向けた改善を鋭意進めており、その一部については、既にいくつかのシステムにおいて実施したところである。

また、レガシーシステム等の調達については、各府省において、各システムに係る平成十六年度決算の内容について検証・評価を実施したところである。その結果を基に、単価や機器構成の見直しを行う等システム経費の効率化を図り、平成十八年度予算に反映したところである。

4 警察における捜査費等の不正流用疑惑について

警察における捜査費等の予算執行の不適正事案の再発防止については、職員に予算執行の手續に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるなど会計に関する教育を強化したほか、「会計の監査に関する規則」に基づく監査について、実施体制を強化するとともに、予算執行に直接関わった捜査員に対して聞き取りを実施するなど、その充実強化を図っているところである。

今後とも、こうした措置を着実に実施することにより、警察に対する国民の信頼にこたえるよう努めてまいらる所存である。

5 ODAにおける不正事案について

ODA事業を実施するための再委託契約につき適正を欠く事態が見られたことについては、外務省、独立行政法人国際協力機構及び国際協力銀行において、当該不正事案に関わった事業者に対して、通算十八ヶ月にわたりODA事業

の受注から排除するとともに、同機構において、当該企業の受託した過去の類似事業について調査を継続する等、厳格に対応しているところである。

再委託契約手続きについては、同機構において、外部有識者の参加を得た検討委員会による検討結果を踏まえ、一定額以上の契約時における職員の立会い、再委託先に対する契約内容の確認、会計書類及び成果品の確認徹底、監査法人等の現地外部機関による成果品の抽出検査を行う等、監督体制の強化を図るとともに、新たな再委託契約手続きに関するガイドラインの策定や同機構内における不正情報連絡窓口の設置を行う等、再発防止を図ることとしているところである。

今後とも、このような取組を通じてODA事業の適切な実施に努めてまいる所存である。

6 総合的雇用情報システムにおける随意契約に關連した厚生労働省の天下りの実態について
「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社に一部の職員が所要の承認を経ずに再就職した件については、事実関係を調査した上で、本件に関わった職員に対し厳正に処分を行ったところである。

国家公務員の退職後における再就職状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が知り得る立場にないところではあるが、「総合的雇用情報システム」の業務を受注している会社以外の随意契約を締結したシステム関連企業に協力を依頼し、調査を行ったところである。

その結果、「総合的雇用情報システム」の業務

を受注している会社以外に「国家公務員法」第百三条の規定に反する再就職はなかったところである。

今後とも、営利企業への再就職規制について、職員に対し研修や担当者会議において、制度の周知徹底、意識啓発に努めてまいる所存である。

7 社会保険庁における不適切な随意契約・監修料の受取について
社会保険庁の職員が特定業者から接待等を受けた事案については、平成十七年一月及び四月に関係者に対して懲戒免職を含む厳正な処分を行ったところであり、また、物品調達等の契約事務に關して、競争性の向上及び透明性の確保を図るため、平成十六年八月以降、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするなど、その適正化に取り組んでいるところである。

年金加入記録の業務目的外閲覧に関する事案については、平成十六年七月及び平成十七年十二月に関係者に対して停職を含む厳正な処分を行うとともに、再発防止策として、平成十七年一月から年金加入記録へのアクセスに対する監視体制の強化を図るなど、個人情報保護の対策を講じたところである。

監修料の受領に関する事案については、平成十六年十月の全省調査結果を踏まえ、平成十七年十二月に関係者に対して懲戒処分を含む処分を行うとともに、同調査結果の中では、監修料の受取を禁止し、あわせて、幹部職員等による給与の自主返納を行うこととするなど、国民の

信頼回復のための措置を講じたところである。

さらに、社会保険庁改革については、公的年金制度と政府管掌健康保険制度の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することとしているが、年金運営新組織については、内部統制の強化、業務の効率化、保険料収納率の向上、国民サービスの向上等を図る観点から、平成二十年十月をめどに、外部人材の登用による「年金運営会議」や特別な監査体制といった新しい構造・機能等を備えた国家行政組織法上の「特別の機関」として位置付けることとし、そのための組織改革法案を本通常国会に提出することとしている。

8 核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題について
核燃料サイクル費用の試算結果の開示問題については、平成十六年三月の質疑当時、答弁者は使用済燃料を直接処分した場合のコスト試算の存在を認識しておらず、結果として事実と異なる答弁をしたものであるが、その後、徹底的な調査を行った結果、御指摘の平成六年度の試算資料をはじめ、関連する資料の存在を確認したため、これらを直ちに全て公表したところである。

その後、原子力委員会では、平成十七年十月に策定した「原子力政策大綱」の検討に当たり、核燃料サイクル政策について、再処理する場合や直接処分する場合など四つの基本シナリオを定め、エネルギー安定供給、経済性等の十の視点からできるだけ定量的な評価を行い、その中で、経済産業省が公表した資料等も参考にしつつ、コスト比較についても実施したところである。

る。なお、その検討においては、全て公開の下、徹底的に議論を行うとともに、広く国民からの意見を募る機会も設けたところである。

今後とも、原子力という重要な政策課題については、政策判断の根本となる重要な資料や情報を積極的に開示するよう努めるとともに、国民に開かれた形で議論を進めてまいる所存である。

9 産業再配置促進費補助金の見直しについて
産業再配置促進費補助金については、経済情勢の変化に伴い、同補助金の政策的効果が低下してきていることから、平成十七年度限りで廃止することとしている。

10 橋梁談合について
橋梁談合の問題については、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に關して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、同省内に「入札談合再発防止対策検討委員会」を設置し、鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態の調査把握と、これまでに講じてきた不正行為防止策の効果の検証を行った上で、一般競争方式の拡大、ペナルティの強化、受注企業におけるコンプライアンスの徹底等を内容とする再発防止対策を取りまとめ、その実施に全力で取り組んでいるところであり、引き続き、公正な競争の確保に努めてまいる所存である。

11 JR西日本福知山線における列車脱線事故について
西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故の原因究明については、現在、「航空・鉄道事故調査委員会」において調査中であるが、安全対策の在り方については、既に急曲線

の受注から排除するとともに、同機構において、当該企業の受託した過去の類似事業について調査を継続する等、厳格に対応しているところである。

における速度超過防止用ATS等の整備を指示したところである。さらに、これまでの技術基準を見直すため、有識者による「技術基準検討委員会」を設置し、速度制限装置や運転状況記録装置の設置を義務付けるなど、平成十七年十一月に中間的な取りまとめを行い、現在これに基づき省令等の改正作業を行っているところである。

また、鉄道事業者内部の安全管理体制の確立等と内容とする法令改正を検討しているほか、有識者による「運転士の資質向上検討委員会」を設置し、より一層の運転士の資質向上等の検討に取り組んでいるところである。

あわせて、補助制度についても、西日本旅客鉄道株式会社福知山線における脱線事故を踏まえ、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う速度超過防止用ATSの緊急整備等脱線防止対策に資する施設の整備について「鉄道軌道近代化設備整備費補助」制度を拡充し、重点的かつ効果的な支援措置を講じることとしている。

なお、西日本旅客鉄道株式会社に対して、再発防止のための抜本的な措置を講じさせるために、「安全性向上計画」を提出させたところであり、これまでの本社や支社に対する監査等を通じて、本計画の取組状況等の確認を行い、平成十七年十一月十五日には、本計画の着実な実施について勧告を行ったところであり、引き続き監査を行い、必要な指導を行うこととしている。

今後とも、これらの施策を通じて鉄道輸送の安全確保に万全を期すよう取り組んでまいる所存である。

12 航空交通におけるトラブルの多発について

日本航空グループについては、事業改善命令等に対する改善措置として回答のあった「安全を最優先とした風通しの良い職場風土の醸成」など、社員の安全意識の徹底や経営と現場が一体となった安全確保のための取組を徹底させるため、継続的に立入検査を実施し、その実施状況を厳しく監視するとともに、他の航空会社も含め抜き打ち立入検査を導入し、監視・監督の強化を図ったところである。これに加え、航空会社に対する新たな監視・監督の在り方について検討を行っているところである。

また、航空会社に自主的な安全意識の向上をさせるため、業界団体に対して、各社の経営トップレベルで構成する特別な委員会の設置をさせたところである。

航空管制業務については、羽田空港における管制ミスによる閉鎖滑走路着陸事故を踏まえ、管制業務における人為的ミスを防止するため、航空情報の伝達の際に複数のチェックを行う等の業務手法の見直しを行うとともに、滑走路運用制限等、管制業務に必要な情報の表示システムを整備することとしている。また、その後の航空管制上の不具合事案の発生を受けて、更に必要な見直しを行うため全国の管制機関に対して一斉業務監査を実施したところである。

今後とも、航空輸送の安全対策を強化し、安全確保に努めてまいり所存である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円